令和８年（フ）第２７０５号
名古屋市中区大須３丁目７番28号　エステムプラザ名古屋・栄プレミアム205号
債務者　菊池　　勇
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７号
長崎県佐世保市黒髪町6352番地の５　山下ノブ方
債務者　山下　敏久
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１６８号
長崎県佐世保市黒髪町6352番地の５　山下ノブ方
債務者　山下紗耶子
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第５４１２号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目20番８号　アッシュメゾン加美正覚寺12　103号
債務者　櫻田　寛之
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
５　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第３５６号
住居所不明、最後の住所大阪市西淀川区千舟３丁目３－３８　バイセップス千舟営業所４１３号室、住民票上の住所和歌山県岩出市溝川１７０番地の１２
破産者　増井　柊馬
１　主文　当裁判所が令和８年１０月１３日午後１時３０分になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定の破産者の住所中、「大阪市西淀川区千舟３丁目３　バイセップス千舟営業所４１３号室」とあるのを「大阪市西淀川区千舟３丁目３－３８　バイセップス千舟営業所４１３号室」と更正する。
２　決定年月日　令和８年１０月２０日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第８２８号
広島市安佐南区緑井６丁目７番７号
破産者　株式会社エナジー
１　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
２　一般調査期日　令和９年１月27日午後１時30分
令和８年10月26日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３５号
大阪府和泉市和気町一丁目７番24号
破産者　株式会社マツモト
１　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
２　一般調査期日　令和９年２月８日午後１時20分
令和８年10月27日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１０号
北海道旭川市末広東１条１丁目４番１―504号　末広東宿舎１棟
破産者　原　　伸樹
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年１月20日午後２時
令和８年10月28日　　旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８７３号
大阪市住吉区万代東１丁目６番33号
破産者　株式会社ベステック
１　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
２　一般調査期日　令和９年１月18日午後２時30分
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５０号
神戸市中央区橘通２丁目３番５号　ＩＮ神戸402号室、従前の住所神奈川県足柄下郡箱根町仙石原400番地の３　エイコンフィールドⅡ103
破産者　弘野　裕也
１　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
２　一般調査期日　令和９年１月19日午前10時15分
令和８年10月27日
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１２号
奈良県高市郡明日香村大字越280番地　あすかの里、前住所奈良県吉野郡天川村大字洞川769番地の２
破産者　大田　君明
１　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
２　一般調査期日　令和９年２月１日午後１時40分
令和８年10月20日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２２１０号
横浜市金沢区瀬戸２番１―502号
破産者　関　　行也
１　破産債権の届出期間　令和８年12月８日まで
２　一般調査期日　令和９年１月18日午後１時50分
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０７号
京都府久世郡久御山町林北畑105　久御山団地第28号棟第102号室、開始決定時の住所京都府京田辺市薪長尾谷22番地28
破産者　若井　賢治
１　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
２　一般調査期日　令和９年１月27日午前10時45分
令和８年10月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１２９号
岡山市中区清水二丁目８番50号
破産者　株式会社フクトヨ
１　破産債権の届出期間　令和８年12月28日まで
２　一般調査期日　令和９年１月19日午前11時40分
令和８年10月27日
岡山地方裁判所第３民事部

令和５年（フ）第１１号
北海道網走市駒場北４丁目７番１号
破産者　三上　貴史
１　破産債権の届出期間　令和９年１月８日まで
２　一般調査期日　令和９年１月22日午前11時15分
令和８年10月28日
釧路地方裁判所網走支部破産係

債権者集会招集

令和８年（フ）第２２１０号
横浜市金沢区瀬戸２番１―502号
破産者　関　　行也
１　期日　令和９年１月18日午後１時50分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第３０８号
宮崎市祇園４丁目78番地１　第２祇園ハイツ205号
破産者　山下　英則
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月28日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７８５号
大阪府摂津市正雀２丁目10番５―30Ｅ号
破産者　住濱　亮平
異議申述期間　令和８年12月22日まで
令和８年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部